第１２次鎌ケ谷市交通安全計画　～概要版～

鎌ケ谷市

計画の基本的な考え方

〇第１２次鎌ケ谷市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和４５年６月１日制定）を根拠とし、千葉県が策定する第１２次交通安全基本計画に基づいて策定する法定計画です。

〇この計画は、市町村の交通安全施策（陸上交通）の大綱となるもので、鎌ケ谷市総合基本計画（基本構想・前期基本計画）及び鎌ケ谷市交通安全基本条例（平成１２年鎌ケ谷市条例第２４号）を踏まえ、交通社会を構成する「人と地域」、道路等の「交通環境」の相互の関連を考慮しつつ、適切かつ効果的な施策について、総合的かつ継続的に推進することを目的とし、警察、公共交通機関、市で構成される「鎌ケ谷市交通安全対策会議」を経て策定されます。

計画策定の目的

〇交通安全に関する教育や普及活動の充実をはじめ、交通安全施設の整備を行い、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指します。

交通安全対策の取組の視点

（１）高齢者等の交通事故からの保護
（２）子どもの安全確保
（３）歩行者の安全確保
（４）自転車の安全確保
（５）生活道路・幹線道路における歩行者等の安全確保
（６）地域でつくる交通安全対策の推進
（７）交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進

目標数値

〇交通事故発生件数（年間）：１９９件以下
〇交通事故死亡者数（年間）：０人
〇交通事故重傷者数（年間）：１９人以下

計画期間

〇令和８年度から令和１２年度まで

参考

第１１次鎌ケ谷市交通安全計画（R3～R7）で掲げた目標値については、令和７年において概ね達成しています。

	目標値	R3	R4	R5	R6	R7
発生件数(件)	210	254	215	242	226	199
死亡者数(人)	0	1	1	1	3	0
重傷者数(人)	19	29	25	33	33	27

道路交通安全の施策

〇市民一人一人の交通安全意識の高揚
　（１）市民総参加でつくる交通安全の推進
　（２）高齢者の交通安全対策の推進
　（３）幼少期からの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
　（４）悪質・危険な運転をしない・させない環境づくり
　（５）自転車の安全利用の促進
　（６）交通安全に関する普及・啓発活動の推進
〇飲酒運転の根絶【新規】
　（１）教育・知識の普及啓発、意識の醸成【新規】
　（２）公職にある者の飲酒運転の根絶【新規】
〇道路交通環境の整備
　（１）人優先の安全・安心な歩行者空間の整備
　（２）道路ネットワークの整備
　（３）交通安全施設等の整備推進
　（４）効果的な交通規制の要請
　（５）地域住民等と一体となった道路交通環境の整備
　（６）自転車利用環境の総合的整備
　（７）災害時における道路交通環境の確保
　（８）交通安全に寄与する道路交通環境の整備
〇道路交通秩序の維持
　（１）交通指導取締りの強化
　（２）暴走族対策の強化
〇救助・救急活動の充実
　（１）救助・救急体制の整備
　（２）救急関係機関の協力関係の確保等
〇被害者支援の推進
　（１）交通事故被害者支援の充実・強化
　（２）損害賠償の請求の援助等
〇交通事故調査・分析による安全対策の充実
　（１）交通事故多発箇所の共同現地診断
　（２）交通死亡事故等重大事故発生に伴う現地診断
　（３）交通事故データ解析等統計分析の高度化

踏切道における交通安全の施策

〇踏切道の構造の改良の促進
〇踏切道のバリアフリー化

〇発行日　令和〇年〇年〇日
〇作　成　都市建設部道路河川管理課